

淀川水系流域委員会 規約改正(案)について

■ 背景・目的

- ✓ 現委員の委嘱任期は令和5年2月末まで。
- ✓ 現委員の多くは委嘱開始から10年以上経過。

■ 規約改正内容

- ✓ これまで規約に再任の限度が明記されていなかったことから、規約改正を行い、再任の限度等を位置づけ。

規約改正案

任 期：2年以内
再任限度：6年

なお、適用は次回任期（令和5年3月1日から）以降とし、現委員の委嘱年数は今期末時点で0年として取り扱う。

以 上